

第5回働き方改革推進熊本地方協議会が開催されました

令和元年10月15日、第5回働き方改革推進熊本地方協議会が開催されました。

平成31年4月1日から時間外労働の上限規制や年次有給休暇の取得促進を始めとする働き方改革関連法の一部が施行され、特に翌年4月からは労働時間の上限規制等の法律が中小企業等に適用が拡大されることから、本協議会において、県内の事業主・県民に対する周知等の取組の促進に向けた合意の形成、具体的な実践、実践を行う中での連携した取組を発信し、広く意見交換を行いました。



また、法改正に伴い、大企業による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更、人材派遣や付帯作業の要請などの「しわ寄せ」防止のための総合対策について、経済産業省九州経済産業局が説明を行いました。

[議事概要](#)